

船舶事故調査報告書

令和5年3月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	推進器損傷
発生日時	令和3年11月20日 13時55分ごろ
発生場所	兵庫県淡路市浦港南東方沖 浦港南防波堤灯台から真方位111°770m付近 (概位 北緯34°32.4' 東経135°00.2')
事故の概要	プレジャーボート ^{ビシヤモンテン} BISHAMONTENは、漂泊中、潮上りしようとしたところ、のり養殖施設のロープが推進器に絡み、推進器軸が曲損し、養殖施設のロープを切断した。
事故調査の経過	令和3年12月1日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート BISHAMONTEN、4.9トン
船舶番号、船舶所有者等	250-49451大阪、株式会社いちい工務店
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	本船 推進器軸に曲損 のり養殖施設 養殖施設のロープを切断
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 ほぼ低潮期、 潮流 南南西流約0.6ノット
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、知人4人（以下「同乗者」という。）を乗せ、浦港東方沖に設置されたのり養殖施設（以下「本件施設」という。）の北方において、船首を北東方に向け、機関を中立として漂泊し、流し釣りを行っていた。</p> <p>船長は、本件施設のブイを視認しており、ブイの近くに流されると潮上りして北方に戻ることを繰り返していたが、潮上りをしようと思いい機関を前進に入れた時、北東方を向いていた船首が西方に向き始め、本件施設のロープ（以下「本件ロープ」という。）に絡索したことに気付いた。</p> <p>船長は、ポートルスキューサービス（BAN）に連絡後、本件ロープをポートフックで外し、本船は、自力で本件施設から離れて定係地のマリーナに戻った。</p> <p>船長は、同乗者の釣りの手伝いに集中しているうちに、本件施設のブイに近づき過ぎたと本事故後に思った。</p>
分析	本船は、漂泊中、船長が、同乗者の釣りの手伝いに集中していたことから、本件施設のブイに近づき過ぎていることに気付かず、潮上りをしようとして機関を前進に入れた際、本件ロープに推進器が絡み、

	本件ロープが切断したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、漂流中、船長が、同乗者の釣りの手伝いに集中していたため、本件施設のブイに近づき過ぎていることに気付かず、潮上りをしようとして機関を前進に入れた際、本件ロープに推進器が絡んだことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 小型船舶の船長は、釣りのため漂流する場合、同乗者の釣りの手伝いなど、特定の作業のみに意識を向けることなく、常時、養殖施設に近づかないよう周囲の見張りを適切に行うこと。